

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令 和 8 年 8 月 5 日

函 館 税 関 長 鈴 木 文 浩

1. 被許可者の住所及び名称

北海道小樽市港町5番4号

ノーススタートランSPORT株式会社
(法人番号：2430001049883)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管轄官署：小樽税関支署)

ノーススタートランSPORT株式会社 港町埠頭コンテナヤード保税蔵置場

北海道小樽市港町183番1、183番2、183番6、183番7

3. 更新した期間

自 令 和 8 年 9 月 1 日

至 令 和 1 4 年 8 月 3 1 日